資料5-2-1より抜粋

共通インターフェース仕様

- ■昨年度に引き続き、TTCにおいて仕様策定作業を継続。
- ■共通インターフェース仕様の策定作業の進捗に合わせて、<u>仕様策定後の見直し方法や、公開範囲、公開方法等</u>について、 本研究会でも検討。

発注仕様書作成上の留意点等

- ■平成29年度の研究会における検討結果を踏まえ、今後の各消防本部における消防指令システムと消防救急無線の調達の際には、以下の対応が求められる。
 - ・消防指令システムと消防救急無線の連携のための接続に係るインターフェース仕様は、<u>共通インターフェース仕様に準拠</u>したものとすること
 - ・共通インターフェースに規定のない<u>独自機能を導入する際には、インターフェース仕様を完成図書と併せて納入させる</u>など、後のベンダーロックの原因とならないようにすること(納入させたインターフェース仕様書に不備がある場合に必要な情報の開示等を実施させること等を含む。)
 - ・消防指令システムと消防救急無線のうち、いずれか片方の整備・更新を行う際に、既設設備の改修等の当該既設設備メーカーしか対応ができない作業が発生する場合には、整備・更新対象設備の調達と既設設備の改修等を別事業に分離すること
- ■一方、設備の整備・更新と既設設備の改修等を別事業とした場合に、<u>契約が複雑になることや総事業費が高額となってしまうのではないかという懸念が示された</u>ことを踏まえ、既設設備の改修等に係る費用見積りの妥当性や、納入されたインターフェース仕様に不備がないかどうかを検証する方法等について、引き続き検討が必要。
- ■上記の対応として、消防本部職員の業務の参考となるよう、<u>異メーカー間接続に係る消防本部の取組事例を収集</u>することとし、その収集方法について検討。
- ■また、<u>消防指令システム、消防救急無線以外のシステム調達の参考事例</u>について、消防指令システムや消防救急無線の整備・更新の際にも応用できないか調査を実施。